



三重とこわか健康経営大賞2020 決定!

協会けんぽ三重支部の加入事業所から、株式会社四日市事務機センター(四日市市、小売業)が優秀賞、株式会社大島水道(桑名市、水道業)がきらり賞を受賞しました!

ホワイトみえ 🔍 検索

三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ)ってなに? 多くの人々が1日の大半を過ごす職場での健康づくりに取り組むため、企業における主体的な健康経営の取り組みを見える化して、さらなる取り組みを促進する仕組みです。また、特に優れていると認められる取り組みに対しては、三重とこわか健康経営大賞による表彰を行います。

健康経営の取り組みは「健康事業所宣言」から始めましょう!

社員の健康維持・増進に職場全体で取り組んでみませんか?
「健康事業所宣言」では、職場の健康づくりの取り組みのフォーマットをご用意しています。

三重県ではすでに
776社が宣言!
(令和2年9月末現在)



健康事業所宣言における企業の3つのメリット

メリット01

取り組み事例から、貴社にあった取り組みを見つけることができます

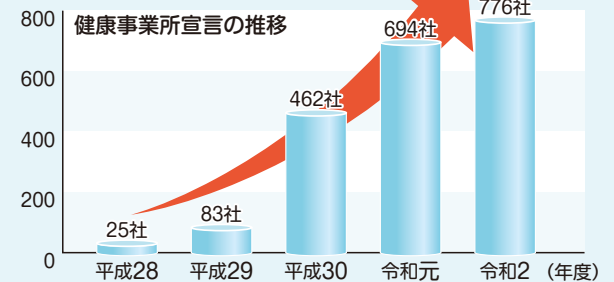
メリット02

協会けんぽが取り組みをサポートします

メリット03

健康づくりに取り組む「ホワイト企業」としてPRできます

社員の健康づくりに取り組む「健康事業所宣言」は年々増えています



健康事業所宣言の申し込みは、エントリーシートを記入しFAXするだけ

詳細は「健康事業所宣言リーフレット」をご覧ください

ホームページ

協会けんぽ三重 健康事業所宣言 🔍 検索

または

お取り寄せ

下記「お取り寄せ用紙」に記入、切り取らずにそのままFAXしてください。健康事業所宣言リーフレット・エントリーシートをお送ります。



必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込みください

FAX 059-225-3366

健康事業所宣言リーフレット・エントリーシート 取り寄せ用紙

所在地

健康保険証の記号 (7桁または8桁の数字)

電話番号

名称

ご担当者

健康事業所宣言のご案内にかかる電話勧奨業務を業務委託により実施しています。業務委託先から連絡があった際は、社員の皆様の健康づくりのためにご協力をお願いします。

業務委託先
株式会社マンパワー

お問い合わせ先 ▶ 企画総務グループ Tel 059-225-3317

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方



単なる肩こりや、筋肉疲労で健康保険を使って、整骨院や接骨院で施術を受けていませんか？
 整骨院・接骨院(柔道整復師)の施術を受けるとき、健康保険を**使える場合**と**使えない場合**があります。



健康保険が使えます



- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
 - 骨折・脱臼
- ※骨折・脱臼については応急措置を除き医師の同意が必要です。



健康保険が使えません



- 日常生活からくる単なる肩こり・筋肉疲労
- 慰安目的のマッサージ代替りの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 仕事や通勤途中の負傷 など

さらに! 施術を受ける際の注意事項

- 負傷の原因を正しく伝えましょう
- 申請書の内容を確認し、必ず自分で署名または押印しましょう
- 領収書を必ずもらいましょう
- 長引く場合は医療機関を受診しましょう



施術内容の照会に、ご協力をお願いします

協会けんぽでは、健康保険の適正な支払いのため、施術を受けた加入者の皆さまに整骨院・接骨院から提出された療養費支給申請書に記載の負傷原因や施術内容等について文書等で確認する場合があります。文書等が届きましたら、ご自身で回答書をご記入のうえ回答していただきますよう、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 ▶ 業務グループ Tel 059-225-3311

こんなとき どうする?

- ① 医師の指示により、治療用の装具(コルセット、弾性着衣など)を購入し、装着したとき
- ② 9歳未満の小児が小児弱視等の治療を目的として眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき



どちらも療養費(治療用装具)の申請をいただくと、
 健康保険が本来負担する分(7~8割)の払い戻しが受けられます。

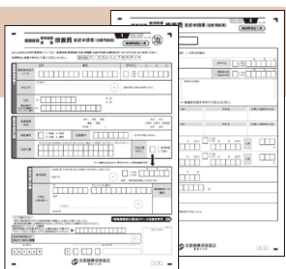
お手続き方法 ▶ 以下の書類をご準備いただき、郵送にてご提出ください

【提出いただく書類】

療養費支給申請書 (治療用装具)

※ケガの場合は「負傷原因届」も必要です。

被保険者
ご本人が記入



【必要な添付書類】

- 医師の「意見および装具装着証明書」等
- 領収書(装具や眼鏡等の名称、種類および内訳別の費用額・義肢装具士の氏名(押印でも可)が記載された領収書の原本を添付してください。)
- 検査書の写し(小児弱視等の治療用眼鏡等の場合)
- 療養費の支給申請を行う装具の現物写真(靴型装具に限る)

お問い合わせ先 ▶ 業務グループ Tel 059-225-3311

申請書等の送付先 「514-1195 協会けんぽ三重支部」のみで届きます(住所は省略できます)。